

遺産分割調停の進め方

盛岡家庭裁判所調停係

相続人の範囲

①

誰が相続人かを確認します。

(注) 戸籍が事実と異なるなど相続人の範囲に問題がある場合には、人事訴訟等の手続きが必要です。
なお、相続人の中に認知症などで判断能力に問題がある方がいる場合には、成年後見等の手続きが必要です。

合意

遺産の範囲

②

原則として、被相続人が亡くなった時点で所有していて、現在も存在するものが、遺産分割の対象となる遺産であり、その範囲を確定します。

(注) 遺言書や遺産分割協議書で分け方が決まっている財産は、遺産分割の対象になりません。誰かが遺産を隠したり、勝手に使ってしまったという場合には、遺産分割以外の手続きが必要になります。

合意

遺産の評価

③

遺産分割の対象となる遺産のうち、不動産等の評価額を確認します。

合意できない

鑑定が必要です。

鑑定費用は相続人の方にあらかじめ納めていただき

合意

各相続人の取得額

④

②で確認し、③で評価した遺産について、法定相続分に基づいて各相続人の取得額が決まります。ただし、法律の条件を満たす特別受益や寄与分が認められる場合には、それらを考慮して各相続人の取得額を修正します。

遺産の分割方法

⑤

④の取得額に基づいて、各相続人に分割します。
遺産の分割方法には、現物分割(その物を分けること)、代償分割(物を分けるが、差額を金銭で調整すること)、換価分割(売却して金銭を分配すること)などがあります。

合意

調停成立

合意できない

調停不成立

審判手続移行

特別受益とは？

相続人の中に、被相続人から生計の資本として多額の生前贈与を受けた人がいる場合、その人が受けた生前贈与の利益を「特別受益」といいます。特別受益を受けた相続人については、相続分の前渡しを受けたものとして、遺産分割において、特別受益分を控除してその人の相続分を算定することがあります。

特別受益の主張をする方は、自らの主張を裏付ける資料を家庭裁判所に提出してください。

寄与分とは？

相続人の中に、被相続人の財産の維持・増加に特別の貢献をした人がいる場合、その特別の貢献を「寄与分」といいます。寄与分のある相続人については、遺産分割において寄与分を考慮してその人の相続分を算定することがあります。寄与分が認められるためには、通常の身分関係(夫婦、親子等)に基づいて期待される程度の貢献では足りず、その程度を超えた「特別の寄与」が必要となります。

寄与分の主張をする方は、自らの主張を裏付ける資料を家庭裁判所に提出してください。そして、最終的には遺産分割とは別に、「寄与分の申立て」を行う必要があります。

審判手続への移行とは？

調停は話し合いの手続ですので、合意に至らない場合には調停手続は終了します(調停不成立)。調停が不成立になった場合には、自動的に、裁判官が審理判断する「審判手続」に移行します。審判手続においては、裁判官の判断により調停段階において提出された資料も審判の資料として採用されることがあります。また、裁判官が必要に応じて当事者から直接話を聞く(審問)ほか、審理の基礎となる資料については、当事者自らが主体的に自分の主張を裏付ける資料を提出しなければなりません。これらの審判の基礎となる資料については、法律の定める条件のもとで他方当事者が閲覧謄写をすることができます。

家庭裁判所の裁判官は、以上の審理を経て遺産分割について決定(この決定を「審判」といいます。)をします。この決定(審判)に不服のある方は、所定の期間内に高等裁判所に対して不服の申立てをすることができます。

なお、審判手続においては、本来的な遺産分割に関する事項のみが審理判断の対象となり、それ以外の遺産分割の前提事項や付随的事項は取り上げられません。